

京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 配布資料一覧

- 資料 1 第 2 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第
- 資料 2 第 2 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議配席図
- 資料 3 第 2 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議出席者
- 資料 4 京都市における取組（案）について
- 資料 5 集約化林業を進める上での団地設定等に関する課題について
- 資料 6 集約型林業の推進に係る具体的な取組（例）
- 参考資料 第 1 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

第 2 回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議次第

日時 : 平成 28 年 11 月 17 日
午後 2 時から午後 4 時
場所 : 京都ガーデンパレス「祇園」

1. 第 2 回検討会議の趣旨説明

2. 議題

- (1) 集約型林業を進める上での団地設定等に関する課題について
- (2) 集約型林業の推進に係る具体的な取組 (例)
- (3) 意見交換

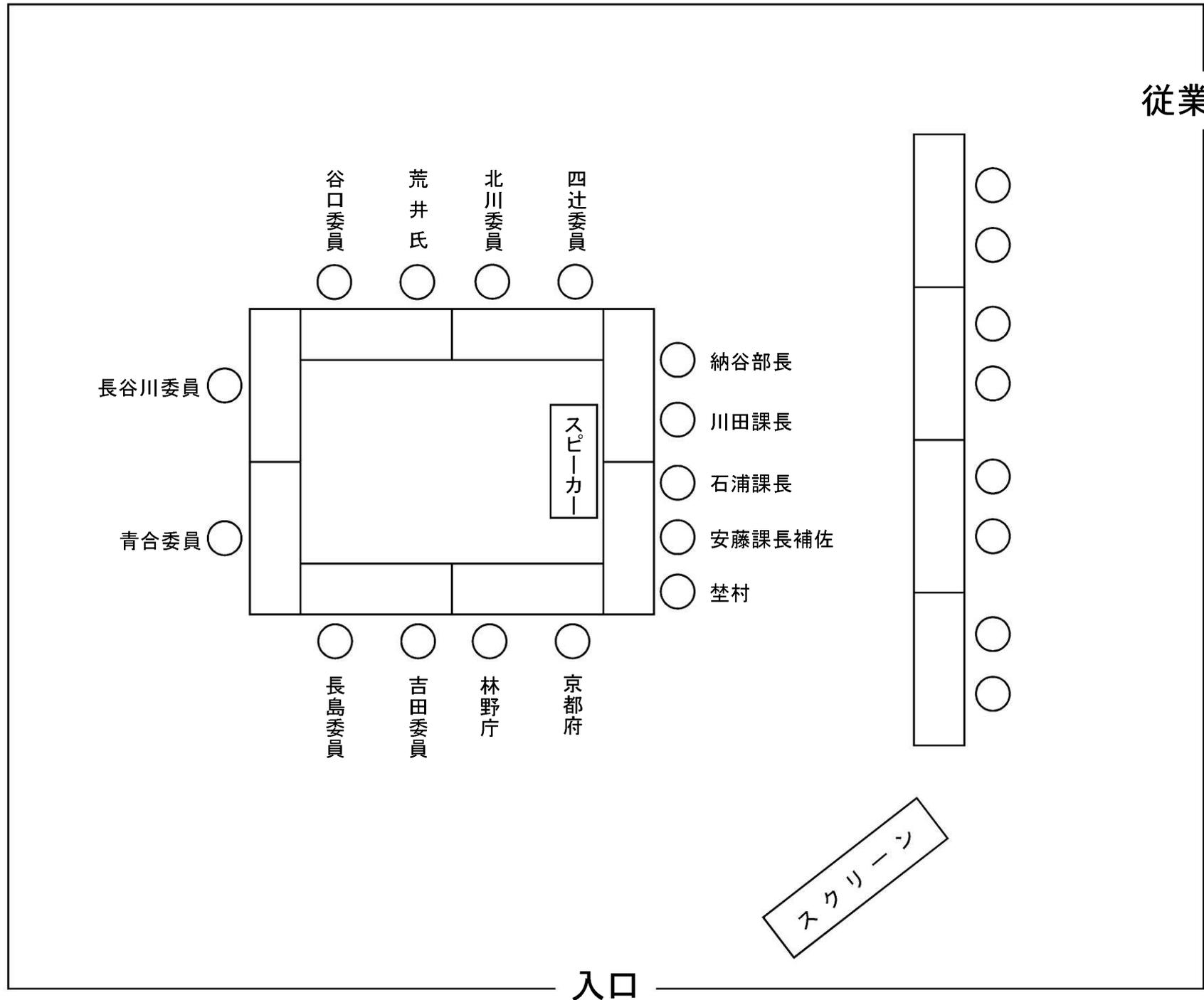
3. その他

〈今後の検討内容〉

第 3 回検討会議－議題 (案) －

- (1) 京都市における取組 (案) の今後の進め方に関する意見のとりまとめ
- (2) 集約型林業を進める上での解決すべき課題及び解決策に関する意見のとりまとめ
- (3) 3 回分の検討会議のとりまとめ

第2回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議配席図



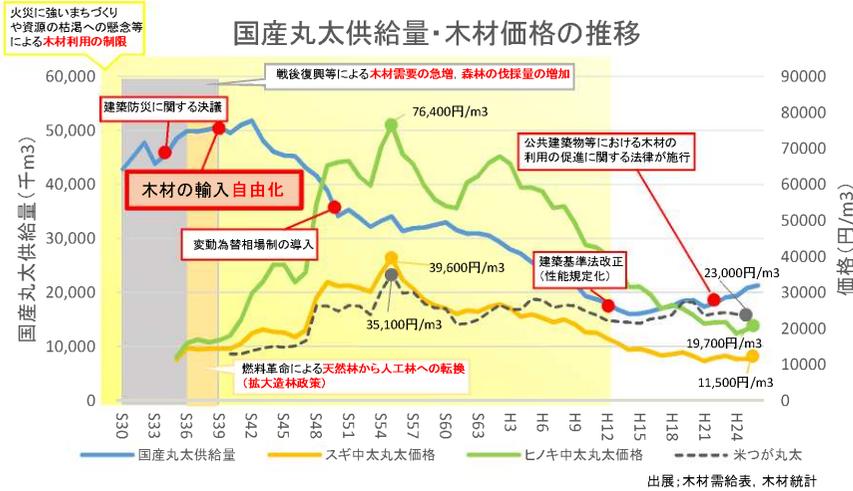
第2回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 出席者（敬称略）

組 織 名	役 職	氏 名	備 考
日本弁護士連合会	元 副 会 長 (法 律 家)	谷 口 忠 武	委 員
京都大学 フィールド科学教育研究センター	准 教 授	長 谷 川 尚 史	委 員
京都府立大学生命環境科学研究科	助 教	長 島 啓 子	委 員
王子木材緑化株式会社 国内営業本部 林業部	部 長	荒 井 均	委 員 代 理
京都府森林組合連合会	代 表 理 事 会 長	青 合 幹 夫	委 員
京 都 市 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	吉 田 英 治	委 員
京 北 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	北 川 義 晴	委 員
京北木材業協同組合	代 表 理 事	四 辻 均	委 員

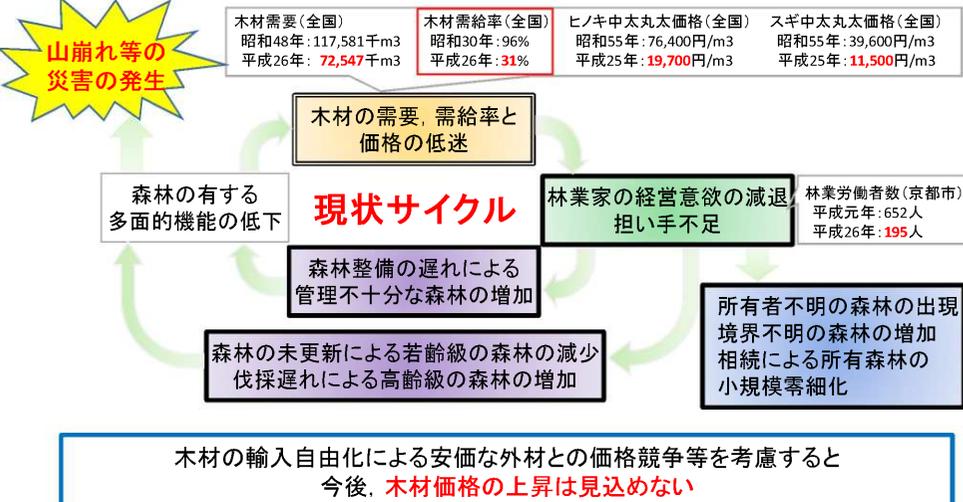
林野庁林政部企画課	総括課長補佐	宮 部 大 輝	オブザーバー
京都府農林水産部林務課	課 長	川 戸 修 一	オブザーバー

京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 森 林 資 源 ・ 鳥 獣 対 策 担 当 部 長	納 谷 義 和	事 務 局
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 長	川 田 唯 男	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー 担 当 課 長	石 浦 隆	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 課 長 補 佐	安 藤 純 二	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 担 当	埜 村 英 明	

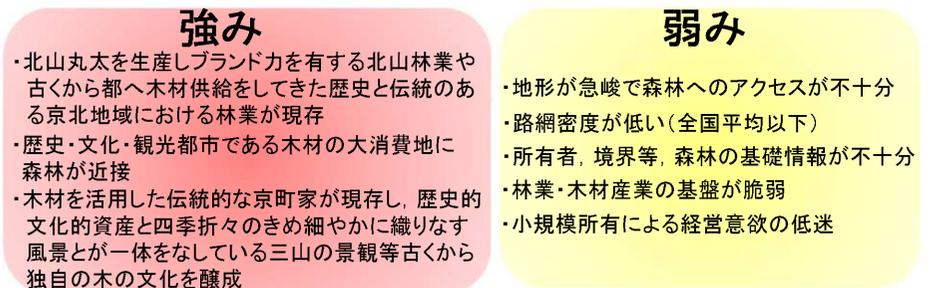
1. 日本の森林・林業の変遷



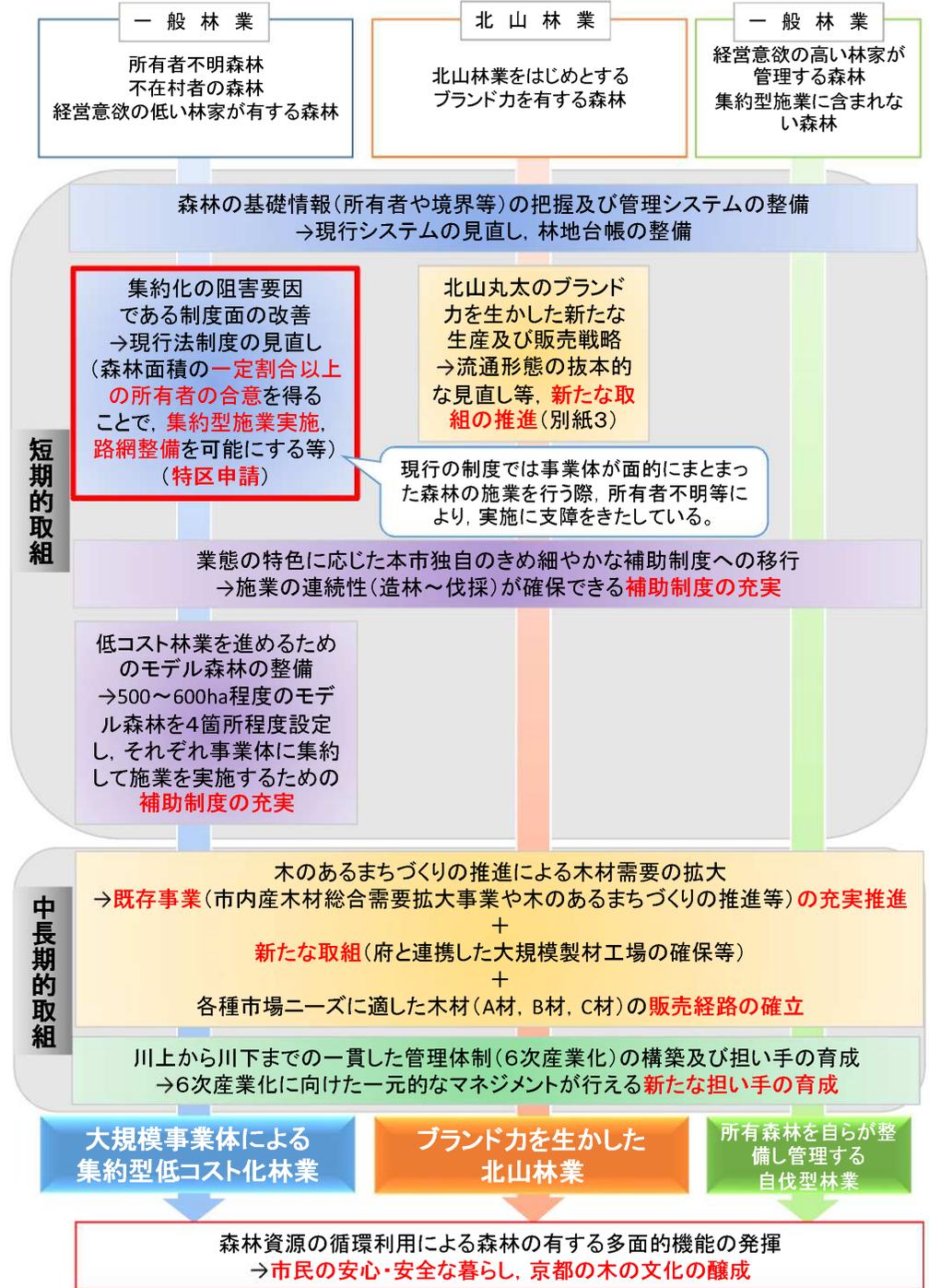
2. 日本の森林・林業の現状



3. 京都市の森林・林業の特徴



4. 本市の目指す森林・林業の新たな仕組み及び取組内容



集約化林業を進める上での団地設定等に関する課題について

平成 28 年 11 月 17 日
京都市森林組合

(京都市森林組合の概要)

- ・ エリア 旧京北地域を除く京都市
- ・ 管内面積 約 39,000 h a (組合員所有森林面積 16,982 h a)
- ・ 組合員数 2,052 人
- ・ 特 徴 北山丸太生産地域(北山林業地域)、素材生産地域、都市近郊林地帯と特徴の分かれた 3 つのエリアに分かれる。
- ・ 森林経営(管理)委託契約面積 4,755 h a

・ 林業経営の意向調査結果

平成 24 年度実施の意向調査

送付者数

1,739 人

質問内容

「あなたは今後、所有している森林の“経営・管理”を誰が実施していくことを望みますか。」

回 答

- ・ 自ら経営・管理していく 310 人 (18%)
- ・ 森林組合に長期的に経営・管理を委託したい 620 人 (36%)
- ・ 森林組合以外に長期的に経営・管理を委託したい 20 人 (1%)
- ・ その他 56 人 (3%)
- ・ 回答なし 733 人 (42%)

・ 集約林業の実績及び今後の方向性

- ・ 取組開始 平成 19 年度 (一切の林産経験を持たずに開始)
- ・ 実 績 搬出材積 約 38,000 m³ (H19~H27)
- ・ 今後の計画 年間 10,000 m³の間伐材の搬出をベースに事業実施をしていく。

・ 集約化林業の実績

作業形態は複数の所有者を取りまとめて利用間伐を実施。

	間伐面積 (ha)	出材積 (m ³)	平均的な1施 業地の面積	1 施業地の集約し た森林所有者の 平均的な人数
H 2 5 年度	234 h a	7,000 m ³	21 h a	5~18 人
H 2 6 年度	159 h a	5,100 m ³	12 h a	5~20 人
H 2 7 年度	230 h a	7,700 m ³	18 h a	5~10 人

・ 集約化林業の実務的な手順

- 1、箇所付け
- 2、踏査
- 3、所有者の洗い出し
- 4、方針の内諾
- 5、境界の確認
- 6、設計等
- 7、契約
- 8、作業
- 9、精算

(団地設定をする課題・問題点)

集約することに非常に時間とコスト（人数等）がかかる。

（1 団地設定に約 2 か月程度の時間を要する。）

理由

- I 森林所有者の特定が困難。
 - ・ 森林簿の精度が低い。
 - ・ 登記情報を整理するのに時間とお金がかかる。
(年間数十万円程度利用)
 - ・ 森林計画図や公図では地籍界が特定しづらい場合がある。
 - ・ 地縁関係が薄くなってきている。
 - ・ 共有者の人数が非常に多い。
 - ・ 相続されていない山林があり、権利者の数が多い。

II 所在地不明の所有者がいる。

- ・ 森林所有が登記簿の所有者住所に住んでいない。
- ・ 相続されていても登記されていない場合がある。
- ・ 地縁関係が薄くなってきている。

III 境界が不明瞭

- ・ 所有者立会いで境界を設定するには日程調整等、非常に時間がかかる。
- ・ 所有森林の境界を知らない人が増えている。
- ・ 地域の有識者が高齢やお亡くなりになられていて、境界情報の聞き取りができない。

IV 様々な規制の許可をとることに時間がかかる。

保安林
砂防指定地
国定公園
史跡関係
風致関係

V 自伐林家の方々との調整

自伐林家の方々の林分は外す必要がある。場合によっては労働の場を奪うことになる。

VI 森林所有者の意向をくみとる。

選木方法等にこだわられる方がおられる。

(対応方法)

費用や時間がかかりすぎる場合は、事業地から除外する。

※ 施業地から除外する割合は面積上、約1割程度か（感覚的な数値）。

(どの様な制度が役立つか)

- 精度の高い林地台帳及び図面の整備
- 所有権限が複数人にまたがる森林の、決定権限を一本化する制度
- 所有者が中立的な立場である第三者に対し、境界確定する権限を委任することを推進する施策
- 現地に境界を明示する施設の設置を義務付ける制度
- 復元可能な境界データを市町村で管理する制度
- 様々な規制を所管する機関を林務関係部署に一本化させるための制度

集約型林業の推進に係る具体的な取組(例)

京都市産業観光局農林振興室
林業振興課

所有者不明の森林の実態

農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート調査【H24;国土交通省】

- ① 森林の不在村所有者数, 不在村所有者のうち相続時に何も手続きをしていない所有者の推計
 - ・ 調査結果から, 不在村所有者のうち, 相続時に何も手続きをしていない所有者は**約16.4%**存在
 - ・ 森林所有者324万人のうち, 所在の把握が難しい森林所有者は**約16万人(約5%)**であると推定
- ② 森林の不在村所有者の所有実態と相続時未手続所有者の特徴
 - ・ 不在村所有者の**約8割**が所有森林を放置
 - ・ 不在村所有者のうち, **約8割**が相続時未手続であり, 所有規模が小さいほど, 相続未手続の割合は多い傾向
- ③ 森林の不在村所有者の所有地の管理・利用に対する意向
 - ・ **約5割**が放置しても特に問題はないと回答, 約2割が放置したくないが, 他者による管理・利用を希望しない, 約2割が放置したくないため, 他者による管理・利用を希望する。
 - ・ **約9割**の不在村所有者が相続時の届出義務化について, 認知していない。

京都市森林組合からの聞き取り

所有者不明の森林

- ・ 組合員約2千人(比較的所有意識を持っている)のうち, 全く連絡がつかなかった組合員は約40名(約2%)であった。
 - ・ 所有者不明の森林で, 施業実施を断念するのは, 存在するものの, 割合としては**数%**である。
- ※京都市森林組合の管轄森林面積は39,011haであり, 京都市森林組合の組合員が所有している森林面積は16,982haである。(約44%)



- ・ 所有者不明の森林について, 割合としては高くないものの, 本市が考える5百~6百haの面的な施業を実施する際には, 課題となる可能性が非常に高い。
 - ・ 森林所有者の高齢化が進む中, 相続手続きに関する実態を考慮すると今後, 所有者の把握が困難な森林は急増する恐れがある。
- 現在, 存在している所有者不明の森林については, 新たな制度づくりを行い, 手を加える必要がある。
今後発生する恐れのある所有者不明森林については, 届出義務化について認知度を高めるよう, 取り組む必要がある。

所有者不明の森林への対応について

森林の再生～林地境界と路網整備の法的課題～【H25;東京弁護士会 公害・環境特別委員会】

① 法務省所管の制度

・ 筆界特定制度

所有者の申し立てにより、法務局の筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度

【メリット】 隣地が所有者不明の場合でも制度の活用が可能

【デメリット】 任意で個人として筆界を特定するため、測量費用は全額個人負担

所有者の申し立てによるため、森林組合等が代理で申し立てることができない
制度の活用が予想以上に多いため、実施に相当時間がかかる(3ヶ月以上)

② 林野庁所管の制度

・ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

【メリット】 所有者不明の森林を含む、面的な間伐施業が実施可能

【デメリット】 裁定等、煩雑な手続きを要する

間伐のみが認められており、主伐等他の施業を実施できない

・ 森林施業のための土地を継続使用する制度

土地の所有者が不明の場合にも一定の手続きを経ることで、作業路網の円滑な整備を可能とする制度

【メリット】 所有者不明の森林を含む、面的な作業路網の整備が可能

【デメリット】 裁定等、煩雑な手続きを要する

京都市森林組合からの聞き取り

- ・ 森林簿、登記簿、地縁者への聞き取りからも特定できない森林を所有者不明の森林としている。
- ・ 施業予定地が所有者不明の森林を含む場合、計画からはずして実施することが大半である。



- ・ 施業予定地に所有者不明の森林が含まれる場合、経費及び労力を考慮し、施行予定地からはずしている。
⇒現在の施業面積については、問題がない箇所が多いものの、5百～6百haの面的な施業を実施する際、虫食い状に所有者不明森林が存在することが予想されるため、新たな制度づくりが必要である。

集約型林業に係る現状

京都市森林組合からの聞き取り

長期経営委託と施業委託について

- ・ 京都市森林組合が進める集約型施業は、長期経営委託を受けている森林と施業委託を受けている森林が混在している。
（京都市森林組合が管轄している森林面積約3万8千haのうち、約4千8百ha（約13%）が長期経営委託を受けている森林）
⇒施業委託については、施業ごとに所有者に同意を得ることが必要
- ・ 約10～20haの集約型施業を実施するにあたり、所有者調査や合意形成等に約1ヶ月を要する。
（最も時間を要するのは、境界の確認）
- ・ 集約型施業を実施するために、森林簿以外に毎回全ての森林において、登記情報を取得している。（年間約10万円～90万円）
- ・ 近年、文化財保護の関係で、作業道の作設を断念するケースも散見されている。



- ・ 本市が想定している集約型林業は、施業委託ではなく、計画的かつ面的に施業を行うことであるため、長期経営委託による、施業の実施が必要であり、長期経営委託の数を増やす必要がある。
⇒現在、京都市森林組合が進める長期経営委託では、森林所有者へのインセンティブが少ないため、割合が低いが、計画的かつ面的に施業を実施することによる収益の増や長期経営委託を進める地域への補助の重点的な投下等、インセンティブを与えられる制度設計をすることにより、長期経営委託の割合を約8割程度まで上げることができると見込む。
- ・ 集約型林業を強力に進めるため、境界の確認を早急に進める必要がある。
⇒林野庁の森林整備地域活動支援交付金等を活用した境界確認の実施
- ・ 平成28年度の森林法の一部改正により、市町村が林地台帳を整備・管理することとなっているため、登記情報を取得する手間は省かれることとなる。
- ・ 文化財保護の関係は、集約型林業地、自伐型林業地、北山林業地をゾーニングする際に、留意する必要がある。

集中的な森林整備に向けた取組骨子(例)

I 新たな制度づくり

- ① 所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを林業事業体等が一体的に実施可能とする制度
- ② 所有者不明森林を含む森林の施業実施に係る手続きを簡素化する制度
- ③ 所有者不明森林の境界確認を自治体が実施し、決定することを可能とする制度

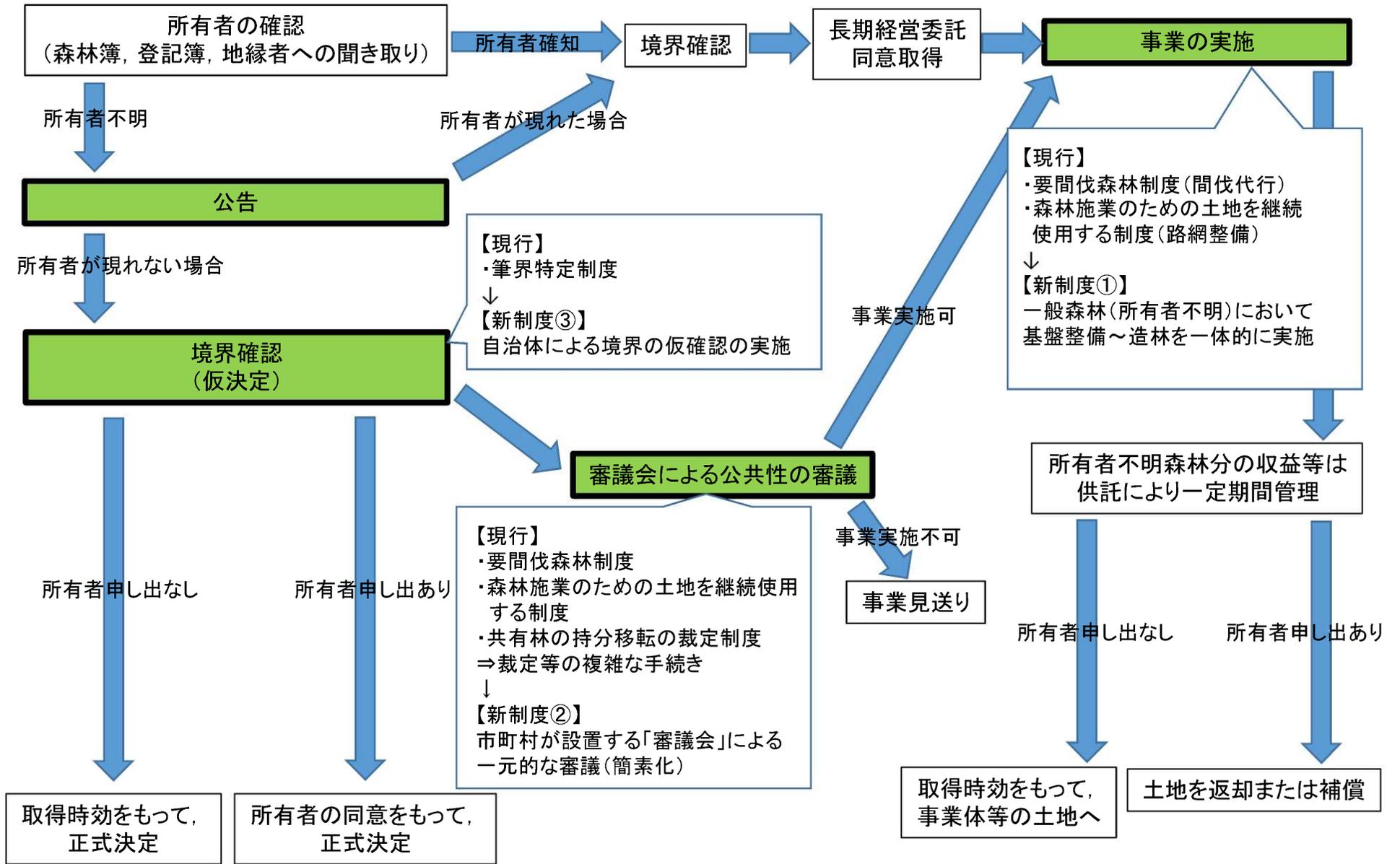
II 境界確認の強力な推進

- ・ 新たな制度を活用した自治体を主体とした境界確認の推進
⇒所有者不明森林において、自治体が境界確認及び決定が行える新たな制度創設により、境界確認を加速化
- ・ 林野庁の森林整備地域活動支援交付金の活用による境界確認の推進
⇒交付金メニューの境界確認において、集約型林業地については上乗せ補助等を行うことで強力に推進
- ・ 集約型林業地における各所有者への収益見込み等の提示による意識改革
⇒集約型林業地において、効率的かつ計画的に施業を実施することにより、「儲からない林業」から「儲かる林業」へと移行し、所有者へ提示することにより、森林に対する意欲を向上させる。

III 長期経営委託の推進

- ・ 森林所有者に対するインセンティブの確保
⇒計画的かつ効率的に施業を実施することによる収益の確保
集約型林業地における造林から主伐までを面的に実施することへの一体的な補助
- ・ 森林組合等の事業体に対するインセンティブの確保
⇒交付金メニューの森林経営計画作成促進のうち経営委託において、集約型林業地については上乗せ補助等
集約型林業地における造林から主伐までを面的に実施することへの一体的な補助

新たな制度づくり全体像



新制度①:所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを林業事業者等が一体的に実施可能とする制度(例)

ア 現行の制度

【平成23年度森林法の一部改正】

○ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

【平成28年度森林法の一部改正】

○ 共有林の持分移転の裁定制度

裁定、保証金の供託等の手続きを経て、伐採・造林を可能とする制度

イ 所有者不明森林を含む森林の造林から主伐までを一体的に実施可能とする制度(例)

	基盤整備	間伐	主伐	造林
一般森林	一定の手続きを経ることで実行可能		実施不可	
	一定の手続きを経ることで実行可能に！			
共有林	一定の手続きを経ることで実行可能			

○ 集約型林業地における所有者不明の森林について、伐採・造林を可能とする。

○ 集約型林業地の全ての境界確認を実施し、各所有者に収益を配分することとし、所有者不明の森林において得られる収益については、供託により、一定期間管理を行う。なお、管理期間内に所有者が判明した場合には、土地を返却または補償を行う。

○ 所有者不明の森林は、一旦事業者等の管理下におき、取得時効(10年もしくは20年)をもって、事業者等のものとする。

※取得時効の要件は、所有権の取得時効の場合には、一定期間、所有の意思をもって平穩かつ公然に他人の物を占有することであり(民法162条)、所有権以外の財産権の取得時効の場合には、一定期間、自己のためにする意思をもって平穩かつ公然にその権利を行使することである(民法163条)。

新制度②:所有者不明森林を含む森林の施業実施に係る手続きを簡素化する制度(例)

ア 現行の制度

【平成23年度森林法の一部改正】

○ 要間伐森林制度

市町村による要間伐森林の設定後、裁定等の一定の手続きを経て、間伐の代行を可能とする制度

○ 森林施業のための土地を継続使用する制度

土地の所有者が不明の場合にも一定の手続きを経ることで、作業路網の円滑な整備を可能とする制度

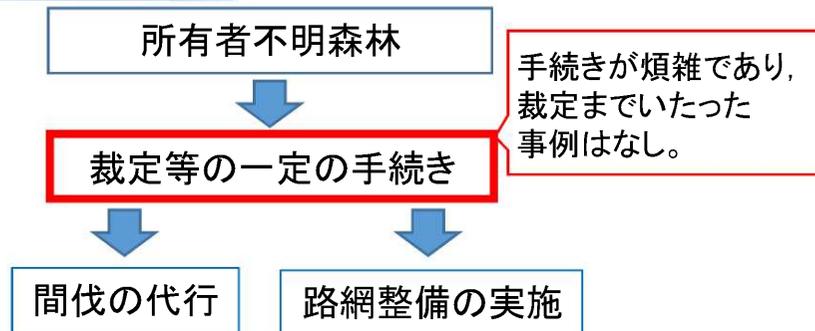
【平成28年度森林法の一部改正】

○ 共有林の持分移転の裁定制度

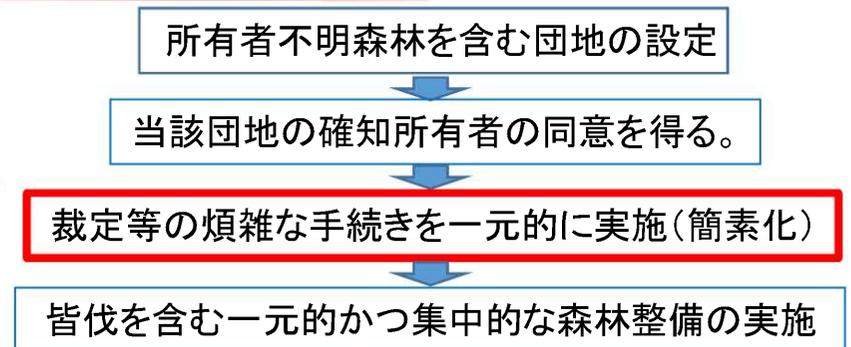
裁定、保証金の供託等の手続きを経て、伐採・造林を可能とする制度

イ 簡素化した手続きによる所有者不明森林を含む森林の施業実施を可能とする制度(例)

現行制度(概略)



特区による規制緩和(概略)



○ 集約型林業を実施しようとする事業者が所有者不明地の確定(森林簿, 登記簿, 地縁者への聞き取りによる)を行う。所有者不明森林以外の所有者の同意を得る。

○ 集約型林業を行う団地内の所有者不明地について、集約型林業を実施する旨の公告を行う。

○ 審議会を設け、公共性について審議を行い、施業の実施の可否を決定 ⇒ 所有者不明森林は、事業者等の管理下におく。

法律家等を中心として構成

日本国憲法第二十九条:財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

新制度③:所有者不明森林の境界確認を自治体が実施し、決定することを可能とする制度(例)

ア 現行の制度

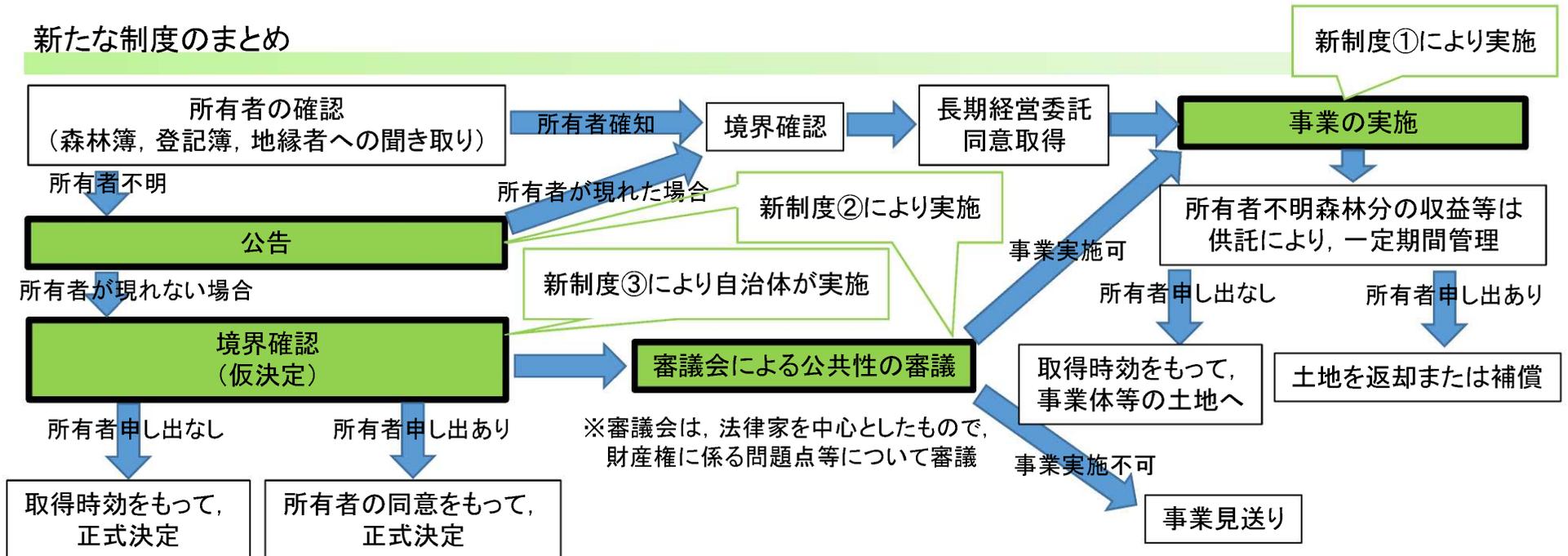
○ 筆界特定制度

所有者の申し立てにより、法務局の筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度

イ 所有者不明森林の境界確認を自治体が実施し、決定することを可能とする制度(例)

- 所有者が確知できる場合は、従来どおり、両所有者の同意を得て、境界確認を実施する。
- 境界確認を行おうとする森林において、片方ないし両方の所有者が特定できない場合(森林簿, 登記簿, 地縁者への聞き取り), 境界確認の際に有力な手がかりとなる林相や地形等を持って、自治体が境界確認を行う(仮決定)。
- 上記方法で仮決定を行った境界については、一定期間仮の境界とし、取得時効(10年ないし20年)をもって、正式な境界として、決定する。なお、一定期間内に所有者が判明した場合には、所有者の同意をもって、境界確認を行う。

新たな制度のまとめ



第1回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

- ◆ 日時：平成28年9月2日（金） 14:00～16:00
- ◆ 場所：京都ガーデンパレス 「桜」
- ◆ 出席者：以下参照

区 分	名 前（敬称略）	所 属
委 員	谷口 忠武	日本弁護士連合会 元副会長
	長谷川 尚史	京都大学フィールド科学研究センター 准教授
	長島 啓子	京都府立大学生命環境科学研究科 助教
	荒井 均（代理）	王子木材緑化株式会社 林業部長
	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事会長
	吉田 英治	京都市森林組合 代表理事組合長
	北川 義晴	京北森林組合 代表理事組合長
	四辻 均	京北木材業協同組合 代表理事
オブザーバー	宮部 大輝	林野庁林政部企画課課長補佐（総括）
	日向 潔美	林野庁森林整備部計画課係長
	川戸 修一	京都府農林水産部林務課長
事務局	納谷担当部長	京都市農林振興室
	川田課長	京都市農林振興室林業振興課
	安藤課長補佐	京都市農林振興室林業振興課
	埜村担当	京都市農林振興室林業振興課

- ◆ 当日資料：以下参照

資料 No.	資料名
	配布資料一覧
資料1	次第
資料2	配席図
資料3	委員名簿
資料4	検討会議開催要綱
資料5	京都市における取組（案）について
資料6	林野庁説明資料
参考資料	京都市農林行政基本方針=セカンドステージ=

1 挨拶

京都市産業観光局農林振興室納谷担当部長より挨拶

2 委員紹介

3 委員長選出

4 京都市における取組（案）について（資料5）

➤ 事務局からの説明

5 所有者の特定が困難な森林への対応に係る検討状況について（資料6）

➤ 林野庁からの説明

6 意見交換

● 現行制度について

（委員）

所有者不明の定義はどうなっているのか。

また、現行制度において、間伐の代行等を行う際、境界の確定は必要か。また、必要であるならば地籍調査レベルの精度が必要であるのか。それとも林野庁が進めている境界確認程度の精度でよいのか。

所有者不明として扱ってよいという許可は誰が行うのか。例えば、市町村長がそれを判断することになるのか。

（オブザーバー）

運用上は、登記簿情報の確認、関係者への聴取を行っても所有者を確定できない場合に、所有者不明森林として扱っている。極論すれば、費用と労力をかければ全ての森林について所有者を特定できることとなってしまうが、費用と労力をかけ過ぎずに森林整備を行うことができる仕組みとして要間伐制度等が措置されている。

また、境界のレベルについては、地籍調査レベルの精度まで求めている。

（委員）

いずれにせよ地籍調査の進んでいない京都市において、現行制度の活用は難しい。

● 京都市における取組（案）について

（委員）

集約型林業と自伐型林業は対立しているが、それぞれの推進とはどのように考えているのか。

（事務局）

自伐型林業は山を自らが管理・経営をしていくもの。集約型林業は林家が経営委託をし、継続的に林業経営を行うものと考えており、特段、対立するものではない。

（委員）

「集約型林業＝林家は何もしない」ではない。委託金を支払い、経営委託をしている以上、林家も管理方法について、口出しはする。「集約型林業＝林家は何もしない。」となると、

更なる経営意欲の減退が起こる。

(委員)

京都市森林組合の長期経営委託に基づく集約型林業では、作業内容、木材販売についても所有者が関与しない形になっている。森林に思いを持っている林家ほど経営委託を行いたくないのではないか。

(委員)

現在、経営委託を行っている林家の方の中でも、林業経営に対する意欲にはかなり差がある。現状経営委託を受けている森林において、補助金の範囲内でできる施業については、林家の確認を行わずに実施しているが、林家に負担がかかる場合は、必ず意向確認を行っている。

また、北山林業については特殊な施業を行うため、全国一律の基準を設けている補助を受けることができない。特殊な施業を行う林業にも補助が行き届くような制度を国に作ってもらいたい。

(委員)

森林整備は公益性の確保が大前提である。集約型林業は収益を得るためには必要であるが、自伐林家が団地内に存在すれば集約型林業の推進は難しく、限界がある。

また、北山林業について、北山地域の中だけで話を完結させようとするとは北山林業の振興には限界がある。新規需要の開拓などを念頭においた取組が必要である。

(委員)

京北地域では人がいない。あらゆる施策を講じても人がいなければうまくいかない。森林を含む土地ごと売却したいと思っている住民も少なくない。

木材は植林から利用できるまで、60年かかるため、現在の資源量を基準に大型の製材工場を建設しても、すぐに回らなくなる。

境界等の問題について、その都度、法務局に出向き申請を行っているが、非常に手間がかかる。法務局で公開している情報なので、森林組合等でも閲覧可能とすべきである。

木材の使用については、行政が観光地等で今まで以上に積極的に使用することが需要拡大に大きく寄与するのではないか。

(委員)

現在、伐採をした後の長期計画がなく、今後の林業に不安を感じる。

管理システムの導入については、運用の方法を十分に検討する必要がある。また、川上ばかりの話をしているが、川中、川下においても十分に活用できると考える。さらに、平成30年度までに整備を行う林地台帳の情報も盛り込むことで、より効果的な運用が可能と

なる。

北山林業の対策については、賛成である。海外からの観光客が増加している今、海外輸出も検討してはどうか。

中長期的な取組の中の新たな担い手の育成については、必要であるとする。川上→川中→川下の連携が現状、なかなかうまくできていないように思うので、新たな担い手の育成においては、これらの連携が促進されるような人材の育成が必要であるとする。

(事務局)

今回、京都市における取組(案)について様々な意見をいただいた。

次回以降の検討会議では、本市として短期的に取り組みたいと考えている集約型林業を進める上で支障となっている所有者不明の森林の財産権の問題などやその解決策となり得る規制緩和に向けた取組に関する議論を中心に行うこととする。